

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	政策調整会議
開催日時	令和7年7月10日（木） 午前 8時57分から 午前10時29分まで
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室
出席者の職・氏名	【出席者】 又賀市長公室長、千葉危機管理監、濱総務部長、 紺清市民環境部長、並木福祉部次長兼長寿はつらつ課長、 堤田こども・健康部長、松岡都市建設部長、 村沢審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、 益田上下水道部長、稲葉議会事務局長、福士学校教育部長、 奥山生涯学習部長、小笠原監査委員事務局長 （担当課1） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、 齋藤同課主幹兼課長補佐、岩城同課政策企画係主査 （担当課2） 金子保育課長補佐、山守同課保育係長、臼倉同課同係主査 （担当課3） 手島教育指導課長、蛭原同課長補佐、深谷同課指導主事 （事務局） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、 齋藤同課主幹兼課長補佐、横田同課政策企画係主事
欠席者の職・氏名	欠席者なし
議題	1 ガバメントクラウドファンディング活用方針（案） 2 朝霞市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（案） 3 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会条例（案）

会議資料	(議題 1) ・【資料 1】 ガバメントクラウドファンディング活用方針 (案) 概要 ・【資料 2】 ガバメントクラウドファンディング活用方針 (案) (議題 2) ・【資料 3】 朝霞市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 (案) ・【資料 4】 朝霞市乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) の設備及び運営の基準に関する条例の概要 (議題 3) ・【資料 5】 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会条例制定について ・【資料 6】 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会条例 (案)	
会議録の作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☒ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管 (保存年限 年)	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
傍聴者の数	—	
その他の必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

1 ガバメントクラウドファンディング活用方針（案）

【説明】

（担当課 1：岩城政策企画課政策企画係主査）

本日の会議では、ガバメントクラウドファンディング活用方針案について、資料 1 を使用してご説明する。

ガバメントクラウドファンディングは、行政改革の取組の 1 つである「持続可能な財政運営」の中でも記載しているとおり、新たな財源の確保策の 1 つとして検討し、令和 5 年度と 6 年度に試行実施を行った。

2 つの試行実施を踏まえ、今後、各部署において活用する際の参考としていただくため、ガバメントクラウドファンディングの基本的な考え方や実施手順等を取りまとめ、活用方針として策定したいと考えている。

まず、これまでの試行実施の実績について報告する。

令和 5 年度は、40 周年を迎えた彩夏祭の花火の増発分の費用に充てるため、目標額 200 万円で募集を行い、令和 6 年度は、当初予算にて予算化した生理用品配布事業について、在庫の充実を図るために必要な物品を購入する費用として 100 万円を募集したもので、いずれも、目標額に達しなかったが、50%弱の寄附をいただいた。

この 2 つの取組の異なる点としては、令和 5 年度の彩夏祭の花火については、元々予算計上を予定する事業の経費の一部に寄附金を充てる内容で、市民まつり補助金の特定財源として、寄附の募集を開始する前に予め予算計上をしており、令和 6 年度は、集まった寄附金額に応じて、購入数を決定し、寄附の募集期間終了後、補正にて予算計上をしたものとなっている。

これら 2 つの試行実施を踏まえた本市における活用のメリットとしては、本市の取組を市内外に広く周知することができること。ふるさと納税同様、返礼品を設定することができ、返礼品を通じた市内事業者支援につながる。市外在住者からの寄附は財源確保につながり、市内在住者からの寄附は他市への財源流出を抑止することができることが挙げられる。

一方、デメリットとしては、クラウドファンディングではあるものの、ふるさと納税同様、返礼品により選定される傾向があり、本市は、返礼品が充実している他自治体と比較して寄附が集まりにくく、事務負担に対する費用対効果が低くなる可能性があること。経費が寄附額の約 50%と多くかかることが挙げられる。

次に、活用方針案の概要について、2 ページ目をご覧ください。

各項目の右側には、資料 2 として配布した活用方針案の該当ページを記載している。

なお、こちらの活用方針案については、行政改革の取組として、6 月 27 日に開催した行政改革幹事会にて、各部次長から意見をいただいている。

活用方針の 2 ページ目では、本活用方針の趣旨とガバメントクラウドファンディングの概要を記載している。

ガバメントクラウドファンディングは、自治体が募集するクラウドファンディングの

事を指し、寄附者はふるさと納税と同様の税控除を受けることができる。

ふるさと納税は、主に返礼品から寄附先を選択するのに対し、ガバメントクラウドファンディングは、市の取組への賛同により寄附先を選択することになる。

そのため、活用効果の一つとして、財源の確保だけでなく、本市の取組を市内外の多くの方にPRすることができることが挙げられる。

活用方針の3ページ目からは、基本的な考え方を記載している。

1点目として、対象事業の要件について記載をしており、募集に当たっては、寄附額の20～50%の経費が必要となることから、全国に広くPRすることで、多くの人からの共感を得られ、より多くの歳入確保が見込まれる事業が望ましく、活用に適した事業と適さない事業についてそれぞれ記載している。

行政改革幹事会では、こちらの適さない事業に記載している「自治体が当然に実施している事業」について、例示した方が良いのではないかとの意見をいただいたが、例えば、市庁舎の建て替えなど、当然に市が実施している事業でも、他自治体での募集事例があり、募集の建付けなどにより、明確な線引きが難しく、実務としては、これまでに積み重ねられた全国的な事例を参考に、実施を検討していくことになるものと考えている。

2点目の運営方法については、試行実施でも利用した「ふるさとチョイス」などのポータルサイトでの募集を主とし、市ホームページ等でも合わせて周知を行う。

3点目の調達方法については、一般的なクラウドファンディングでは、寄附額が目標額に達しない場合、事業を実施せず返金する方法を採用することが多くなっているが、ガバメントクラウドファンディングの場合、寄附額に達しない場合でも、事業を実施する方法を原則とする。

こちらは、ふるさと納税と同様、返礼品や寄附控除を受けられることから、事業を実施しない場合に、返金手続きだけでなく、返礼品の返還や寄附控除の取扱いなど、市だけでなく、寄附者に負担が生じることを避けるためである。

4点目は、募集に当たっての留意点を記載している。

募集期間は、ポータルサイトごとに設定されている期間内である。

次に、分かりやすい募集ページの作成についてだが、募集ページの作成や周知は、委託業者のアドバイスを受けながら、事業所管課にて行う。

周知に当たっては、取組ごとに適した周知方法を検討いただき、特に、市外からの寄附を集められるよう工夫が必要となる。

次に、寄附者へのフォローアップについては、市の特定の取組に対して寄附をいただくことから、その寄附金がどのように使われたのか、実績報告を行う必要がある。こちらは、募集の際に利用したポータルサイトで実績報告のページを掲載するなどで行う。

また、返礼品については、募集する事業ごとに、返礼品の有無を選択できる。

返礼品ありとした場合、手数料等と合わせて寄附額の約50%の経費が必要となることから、例えば、災害復興支援などでは、返礼品を設定しない募集が多くなっている。

返礼品を設定する場合は、ふるさと納税と同じ返礼品を設定するほか、その取組独自の返礼品を設定することも可能である。

行政改革幹事会では、この返礼品について意見があり、事業担当課で返礼品を選定するのは難しいのではないかとの内容だった、返礼品を設定する場合、まずはふるさと納税の返礼品の活用を考えていただき、合わせて、産業振興課で契約している委託業者でも、募集ページの作成支援に合わせて、返礼品についても他自治体の事例などからアドバイスいただけることから、大きな負担にはならないものと考えている。

5点目が、予算上の取扱いについてである。

寄附金は、募集を行った事業の特定財源として取り扱うため、これまで予算の不足により実施できなかった取組や、周年行事での活用など、積極的にご検討いただきたいと考え

ている。

目標額については、特定の取組に対する寄附であることから、寄附金を余らせることはできないため、該当事業の予算額を上回らない額を設定する。

寄附が目標額を上回った場合は、より効果的な事業が実施できるよう、事業内容を拡充するなどの対応を行う。

また、目標額を下回った場合でも、事業を実施する必要があるため、不足額が生じる場合には、一般財源で補填することとなる。

先行事例等を参考に適正な目標額を設定するとともに、目標額を下回った際には寄附額に合わせて柔軟に変更できる取組内容とするなど、一般財源での補填が最小限になるよう工夫が必要となる。

次に、募集に当たって必要な経費については、産業振興課にて予算計上を行う。

ガバメントクラウドファンディングに係る経費として、委託料、返礼品代、送料、手数料等があるが、試行実施の中で、こうした経費は事業所管課にて予算計上を行った方がよいとの意見もあったが、ふるさと納税と請求金額を分けられない項目があったため、現時点では、産業振興課において、ふるさと納税と合わせて予算計上を行うこととしている。

ガバメントクラウドファンディングの実施の決定については、寄附の募集にあたり、委託料等の経費が必要となることから、通常の予算要求と同様、政策企画課における新規拡充事業の採択と財政課の予算査定を経て決定することとしている。

活用方針の6 ページ目には、主な実施手順を記載している。

事業所管課の作業としては、新規拡充事業調書の提出、事業実施に必要な予算の計上、募集ページ作成及び返礼品等の選定、寄附募集の周知、事業の実施、実績報告がある。

産業振興課の役割としては、募集に係る委託料等の経費の予算計上とその執行、委託業者と事業所管課のやり取りの仲介となる。

また、各作業で必要となる期間の目安を合わせて掲載している。

7 ページには留意事項として、負担付寄附、割当寄附金等の禁止、返礼品についての3 点を記載している。

今後のスケジュールについては、7 月22 日の庁議にて審議いただき、決定いただいたら、市長決裁により活用方針を策定し、その後、庁内へ周知を行う。

活用については、令和8 年度の新規拡充事業として提案された取組を中心に検討するほか、今年度中でも適した事業があれば、随時実施していきたいと考えている。

行政改革幹事会では、事業所管課の事務負担に対するメリットが感じられず、活用が進まないのではないかとのご意見もいただいたが、本市のふるさと納税は、先の議会でも取り上げられたとおり、県内で最下位となっており、5 月末現在の令和7 年度の寄附額は85,000 円、前年度同時期に比べ69%の減となっており、減少の一途をたどっていることから、返礼品の充実やPRの強化など対応を迫られている。

ガバメントクラウドファンディングについても、返礼品と別の切り口で寄附を募るツールとなるので、各部署で積極的に活用いただきたいと考えている。

説明は以上である。

【意見等】

(堤田こども・健康部長)

事業の所管課に全て事務を負担させるのではなく、ガバメントクラウドファンディングを担当する部署を設け、事務を集約した方がいいのではないかと。

(担当課1：櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

今後、ガバメントクラウドファンディングを活用する事業が増えれば専門の部署に事

務を集約する可能性もあるが、現在はそのようなことは考えていない。

（堤田こども・健康部長）

ポータルサイトを利用せず、市のホームページだけでも募集できるのではないか。

（担当課１：岩城政策企画課政策企画係主査）

市のホームページだけでも募集は可能だが、市のホームページは市民が見る機会が多いものであり、ポータルサイトを使った方が、全国の方の目に触れる機会が多くなると考えている。

（益田上下水道部長）

本市でガバメントクラウドファンディングを実施した場合、寄附を集めることはできるのか。

（担当課１：岩城政策企画課政策企画係主査）

県内の事例で、春日部市で新庁舎建設のための寄附をガバメントクラウドファンディングで募り、個人で２万円以上寄附をした方の寄附者名を刻印した銘板を設置するとし、５，５９１万６，０００円の寄附があった。

本市でも実施の方法次第で寄附を集めることが可能だと考えている。

（益田上下水道部長）

「負担付寄附ではない」旨を記載するだけでよいのか。実質的に負担付寄附と判断される恐れはないのか。

（担当課１：櫻井市長公室次長兼政策企画課長）

ポータルサイトの事業者を確認したところ、明示すれば足りるとの回答があったが、改めて確認する。

（堤田こども・健康部長）

新規・拡充調書を提出するということは、締め切りは８月頃なのか。

（担当課１：岩城政策企画課政策企画係主査）

資料に記載しているスケジュール例は当初予算に計上する事業を例として挙げているが、年度途中に開始することも可能と考えている。

（濱総務部長）

年度当初に予算計上する場合と年度途中に予算計上する場合があることを分かりやすいよう記載した方がいいのではないか。

（担当課１：岩城政策企画課政策企画係主査）

記載方法について、検討する。

（堤田こども・健康部長）

周知はどのように行うのか。

（担当課１：岩城政策企画課政策企画係主査）

ホームページでの周知や記者発表、また、議員への周知も行う。

【結果】

指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

2 朝霞市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（案）

【説明】

（担当課 2：白倉保育課保育係主査）

資料 3 と資料 4 のうち、資料 4 をご用意いただきたい。

朝霞市乳児等通園支援事業、報道などでこども誰でも通園制度と呼ばれる事業の設備及び運営の基準に関する条例の概要になる。

まず、「1 経緯」について説明する。

児童福祉法の改正により、生後 6 か月から満 3 歳未満で保育所等に通っていないこどもを育てている家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度となる乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度を令和 8 年度から全国の自治体で実施することになる。

事業を実施するためには、設備や運営に関する基準について、国が定める基準をもとに、市の条例で定める必要があることから、条例を新たに制定するものになる。

続いて、「2 乳児等通園支援事業の概要」である。

（1）利用対象者は、① 0 歳 6 か月から満 3 歳未満のこどもであること、② 認可保育所や幼稚園などの保育施設に通っていないこと、①②に該当するこどもとその保護者になる。

（2）利用時間の上限は、こども 1 人当たり月 10 時間である。

（3）利用料は、1 時間当たり 300 円程度と国が示しており、具体的には各事業者において設定することになる。

続いて、条例の概要である。

この条例は、国の内閣府令で示された基準をもとに、保育室等の面積の基準や、職員の数の基準のほか、実施形態の定義や食事、衛生管理など、設備や運営に関する基準を定めている。

具体的には、資料 3 のとおりだが、ここでは、主な内容を説明する。

（1）乳児等通園支援事業者の一般原則である。事業者は、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならないとするものと規定している。

（2）設備の基準である。事業を行う事業所は、年齢に応じて乳児室や便所などを設けるとともに、各部屋の面積基準等を定めるものと規定している。

（3）職員の配置基準である。事業に従事する職員の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人に 1 人以上とし、その半数以上は保育士とすると規定している。

（2）（3）は、こども誰でも通園制度の専用の定員を設けて行う「一般型」の基準になる。

既存の保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う「余裕活用型」については、既存の保育所等における設備及び運営の基準に従うことになる。

続いて、「4 スケジュール」を説明する。

今年度、5 月に市内保育施設に対して意向調査を行っており、8 月には市内の保育園と幼稚園向けに説明する機会を設ける予定である。

9月には、朝霞市議会定例会に、条例案を提出する。

10月、事業者の募集を行い、事前の協議を経て、11月、事業者から市に認可申請を出していただき、12月頃子ども・子育て会議で事業者の認可についてご意見をいただきたいと考えている。

その後、1月以降、令和8年度の制度開始に向けて、準備をしていく。

資料3をご用意いただきたい。

条例の構成について説明する。

第1条から第19条まで総則的な内容となっている。

第20条で事業の区分として一般型と余裕活用型を規定し、第21条以降で一般型と余裕活用型の設備や職員などの基準について規定している。

説明は以上である。

【意見等】

(濱総務部長)

国から全国の自治体で義務付けられているのか。

(担当課2：臼倉保育課保育係主査)

そのとおりである。

(濱総務部長)

令和8年度が実施開始の期限なのか。

(担当課2：臼倉保育課保育係主査)

そのとおりである。

(濱総務部長)

受け入れ可能な保育園はあるのか。

(担当課2：臼倉保育課保育係主査)

全ての保育施設に実施いただくものではなく、事業者を募集する。

5月に意向調査を行ったところ、実施の意向を示した事業者があった。

(濱総務部長)

公営の保育園でも実施するのか。

(担当課2：臼倉保育課保育係主査)

民間の事業者で募集し、枠が確保できれば公営の保育園では実施しない予定である。定員に達しない場合は、公営の保育園での実施について検討する。

(益田上下水道部長)

乳児等通園支援事業所の利用料はいくらなのか。

(担当課2：臼倉保育課保育係主査)

国からは300円程度と示されているが、実際の利用料は各事業者が設定する。

【結果】

原案のとおり序議に諮ることとする。

【議題】

3 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会条例（案）

【説明】

（担当課3：深谷教育指導課指導主事）

本条例案は、「朝霞市教職員による体罰・性暴力等の防止等に関する基本的な指針検討会議設置要綱」に基づき設置した「朝霞市教職員による体罰・性暴力等の防止等に関する基本的な指針検討会議」を、「朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会」と改め、附属機関に位置づけることを目的として条例化を図るものである。

附属機関に位置づける目的の理由として、主に次の2点が挙げられる。

一つ目は、これまでの指針検討会議は要綱により設置した会議体であったため、検討会議において出てきた提案について、決定・施行することができなかった。そこで、条例化して附属機関とすることで、会議で協議された指針はもとより、議題に挙がった学校への事案対応に関する提案や教職員への研修内容などを附属機関として決定し、学校へ指導・助言を行うことができるようになる。

二つ目は、令和6年第4回朝霞市議会定例会での一般質問における答弁において、要綱で設置した指針検討会議をいずれは条例化し、附属機関としていくという旨の答弁をしているという点になる。

また、名称を検討会議から協議会としたことについても、ご説明させていただく。現在、指針検討会議に参加していただいている構成員には、指針の策定後においても、教職員による性暴力等の事案が発生した際の対応や教職員の研修について、引き続き指導・助言をいただきたいと考えている。そのことから、「指針検討会議」という指針策定のみに重きを置いた名称から、「協議会」という名称に会議体を変更した次第である。

なお、指針検討会議に参加していただいた専門家については「構成員」から「委員」という名称に変更する。また、協議会における所掌事務や組織の構成などについては、指針検討会議と基本的に変更はない。

本条例案については、令和7年第3回朝霞市議会に議案として提出したいと考えている。

説明は、以上である。

【意見等】

（益田上下水道部長）

条例案は性暴力に限定しているが、体罰についての条例は既にあるのか。

（富士学校教育部長）

教職員については、県で懲戒処分の規程を設けている。

（益田上下水道部長）

「暴力」と「性暴力」の文言では、「暴力」の方が意味の範囲が広いので、条例の題名には「暴力」の文言を使い、条文で性暴力について言及した方がいいのではないかと。

（富士学校教育部長）

条例制定の背景として、性暴力がキーワードになっているので、大きく暴力と捉えるのは難しいと考えている。

(村沢審議監兼まちづくり推進課長)

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」では「教育職員等」、本条例では「教職員等」との文言が記載されているが、それぞれどのような意味を持つのか。

(担当課3：深谷教育指導課指導主事)

「教育職員等」は主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、講師となっており、校長、教頭は含まれない。

「教職員等」には、校長、教頭を加えるほか、スクールサポーターや学習支援員、さわか相談員など、学校で児童生徒と接する業務に従事する者を含めて教職員等と定めた。

(益田上下水道部長)

事案が発生した際の指導・助言とは、具体的にどのようなことを想定しているのか。

(担当課3：手島教育指導課長)

事案に関係する生徒に聞き取りを行う際、心理的なストレスをかけないように聞き取りを行うための助言を頂くことや保護者、行政機関との連携に関する助言を頂くことを想定している。

(堤田こども・健康部長)

「教職員等」の定義を条文に記載した方がいいのではないか。

また、開催要件について、「委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない」などの記載が必要なのではないか。

また、協議会の所掌事務として、「教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針の策定に関すること。」としているが、いつ策定する予定なのか。

(担当課3：深谷教育指導課指導主事)

用語の定義や要件の記載については、改めて検討させていただく。

指針については、今年度中に作成したいと考えている。

【結果】

指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとする。

【閉会】